

## 2-2 環境の現状と課題

区内の環境の現状と環境基本計画 2001-2010 策定時（平成 12(2000)年度）からの変化、アンケートにより把握した区民・事業者の意識意向と、それらから導かれる課題を示します。

### (1)みどり、水など

みどり、水はいろいろな役割をもっています！

みどりや水は、私たちに安らぎを与えてくれるだけでなく、多様な生物の棲みかでもあります。これらがなくなると、生物多様性が失われ、生態系に大きな影響を及ぼします。また、農地や雑木林などが一体となった、練馬を特徴付ける景観もみどりを中心に形成されています。

一方、みどりや水には、気候を緩和する機能があり、ヒートアイランド現象の緩和にも役立ちますし、みどりには、地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を吸収したり、大気汚染物質の吸着、騒音の緩和などといった働きもあります。

### 現 状

#### みどり

##### 低下している緑被率

- 練馬区の緑被面積は 1,068.8ha(18 年)で、その多くが農地、屋敷林、寺社林などの私有地です。緑被率 22.2%(同)は 23 区内では第一位で、前回(13 年)より 1.3 ポイント上昇しました。

##### 樹林地(屋敷林・寺社林・独立林)や樹木を守る仕組み

- 屋敷林、独立林、寺社林が相当数残っており、面積 300 m<sup>2</sup>以上のまとまった緑被地は、5,394 か所、888.4ha にのぼります(18 年)。
- 樹木や樹林地を保全するため、保護樹木・保護樹林の指定のほか、樹林地を区が借り受け区民に開放する「憩いの森」(1,000m<sup>2</sup>以上)や「街かどの森」(300m<sup>2</sup>～1,000m<sup>2</sup>)などの制度を活用しています。

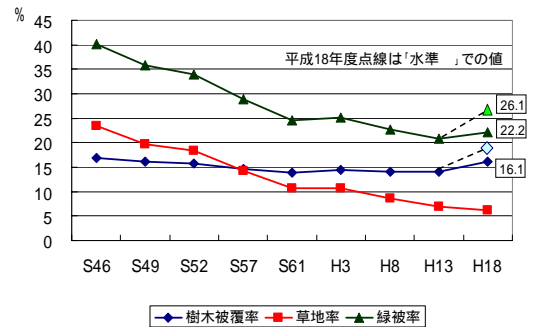
##### 公園の数と面積が増加

- 公園数は 604(都立公園 4、区立公園 180、区立緑地・緑道 200、区立市民農園 3、児童遊園 217)で、総面積(189.5ha)は区の総面積の 4%弱に達します(18 年 10 月)。
- 区民一人あたりの公園面積は増加傾向にあり、平成 18 年 4 月 1 日現在 2.75m<sup>2</sup>です(昭和 45 年の約 4 倍)。

##### みどりを守り育てる区民の活動が活発化

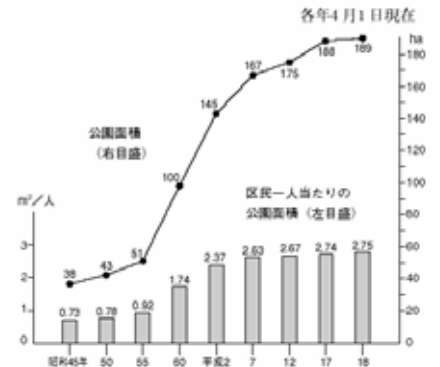
- 引き続き、各地で緑化協力員(97 名 = 18 年度)等の活動が行われているほか、新たに創設された「みどりを育む基金」と「みどりの機構」が活動を開始しました。
- 多くの公園等で区民による自主管理が行われています。

緑被率の経年変化



資料：「練馬区みどりの実態調査報告書」  
(平成 19 年 3 月、練馬区)

公園面積の推移



資料：「平成 18 年版練馬区勢概要」  
(平成 18 年 10 月、練馬区)

平成 18 年度:12(2000)年度に比べると… (改善傾向、横ばいまたは悪化傾向)

区民一人当たりの公園面積: 2.67 m<sup>2</sup> 2.75 m<sup>2</sup>

緑被率: 20.9% (H13 年度) 22.2% (水準 (抽出規模 10m<sup>2</sup>)。水準 (同 1m<sup>2</sup>) では 26.1%)

保護樹木本数: 1,297 本 (H13 年度) 1,379 本

保護樹林面積: 20.78 ha (H13 年度) 20.76ha

## 水辺・湧水

### 練馬を特徴づける多くの水辺

- 練馬区内には石神井川、白子川の 2 つの一級河川のほか、池や湧水地のある憩いの森などがあります。

### 生き物が生息しにくい河川の水辺環境

- 河川水質の改善により、水草が生え、様々な水辺の生きものが見られるようになりました。しかし、洪水対策を優先した垂直護岸とコンクリート河床により、水辺の生きものが生息しにくい環境になっています。
- 下水管の許容量を越える雨が降った際に川へあふれ出してしまう越流下水、ゴミの不法投棄、有害物等の流入などの河川事故、河川流量の減少といった問題もみられます。



### 残された貴重な湧水

- 湧水は、都市化の進行に伴う雨水の不浸透域の拡大により減少しています。東京都の平成 15 年度調査によると、区内では、西部地域中心に 53 箇所の湧水が確認されています。
- 白子川流域に、湧水地をもつ憩いの森が 3 つあります。そのうち清水山憩いの森は、「東京の名湧水 57 選」に選ばれています。
- 三宝寺池など、水生生物や野鳥の貴重な生息場所となる池も残っていますが、湧水量の減少や富栄養化に伴う問題が発生しており、多くの水辺で水源を地下水の揚水に頼っています。

## 農地

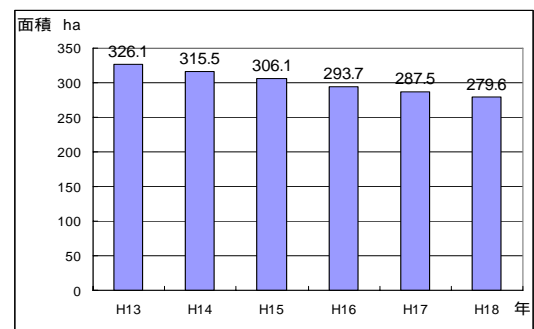
### 農地面積は 23 区内最大 宅地化農地の減少が続く

- 練馬区の農地面積は 23 区内で最も広く、18 年度調査では 279.6ha です。しかし、農地面積は減少傾向にあり、平成 12~18 年度の 6 年間で約 54ha 減少しました。生産緑地以外の農地の宅地化が大きな原因です。
- 農家数や農家人口も、年々減少しています。
- 主な栽培農作物は野菜で、キャベツ、ブロッコリー、大根、ウド等の生産面積は 23 区内第一位です。(18 年 8 月現在)

### 生産緑地は微減

- 19 年 3 月現在、区内農地の約 8 割に当たる約 213ha の農地が生産緑地に指定されています。

農地面積の推移



資料:「平成 18 年版練馬区勢概要」(平成 18 年 10 月、練馬区)に 19 年度調査を加えて作成

### 農業体験農園が順調に増加

- ・ 区民が土に親しみながら、生産の喜びを味わい農業への理解と愛情が深められるように、引き続き区民農園等の運営を行うとともに、農家による農業体験農園の開設・運営を支援しています。農業体験農園は1年に1園ずつ増加しています。

平成 18 年度:12(2000)年度に比べると・・・( 改善傾向、 横ばいまたは悪化傾向)

農地面積:333.7ha 279.6ha

生産緑地面積:231.2ha 213.0ha

区民農園:区民農園数/26園 22園

農業体験農園:5園 12園(平成19年4月開設1園を含む)

### 生きもの

#### 絶滅危惧種も生息する水辺

- ・ 白子川、石神井川の水辺に多くの水生生物が生息しており、環境省による「絶滅危惧種」も確認されています。
- ・ 三宝寺池には国の天然記念物に指定されている植物群落がありますが、種数は減っています。

### 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

練馬区の緑被率を30年後には30%に回復させることを目指す「練馬区みどり30推進計画」を策定しました(18年度)。

区民とともにみどりを保全していく仕組みとして、みどりを育む基金(葉っぱい基金)(16年度)とみどりの機構(17年度)が新設され、活動を開始しました。

樹木や樹林の保全のため、保護樹木・保護樹林の指定、憩いの森・街かどの森の整備の拡大を図りました。

みどりと水の拠点となる河川、公園等の整備について東京都などと調整し、計画にかかげた17か所のうち3か所で実施しています。

公園緑地の整備を進めました。公園面積は、都立公園を含め189.5haとなりました(区民一人当たり2.75m<sup>2</sup>)(18年10月1日現在)。

直販の拡大、農業体験農園の支援、農作業ヘルパー制度の創設などを行って、農業の振興、農地の保全に努めました。しかしながら、税制の改善等の抜本策が進んでおらず、農地の減少傾向は続いています。

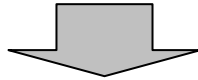
東京都のエコファーマー制度登録農家の拡大を図るなど、環境保全型農業の進行に努めています。

道路や区立施設の緑化を進めています。区立小中学校では、17年度までで28校においてピオープの整備が行われました。

公園等への腐葉土箱の設置や落ち葉の花卉農家への提供、剪定枝のチップ化などを進めています。みどりのリサイクルをさらに進める必要があります。

雨水の浸透については、開発等における協議、戸建住宅等への設置助成および道路の透水性舗装を実施しています。

雨水浸透施設の設置と併せて設置される雨水桶の本体購入費助成を開始しました(18年度)。



## 総括

概ね、環境基本計画 2001-2010 に定める方向で施策が進められていますが、緑被率の回復に向けて、さらに施策を充実することが求められます。この課題に対応するため 18 年度に策定した「みどり 30 推進計画」に基づいて、施策を着実に推進することが求められます。また、練馬区の特徴でもある“農”の環境保全機能を活かすため、相続税納税猶予制度の拡大や都市農業保全のための新たな制度が必要とされます。

また、自然環境・生態系の観点から、実態把握から自然の回復・区民とのふれあいの充実に向けて、体系的な取り組みを進めていくことが求められます。

## みどり、水など自然環境に関する基本課題

### 【みどりの回復】

- ・ 緑被率が減少しています。都市環境として望ましい緑被率の水準である 30% の回復を目指すことが求められています。

### 【生き物の生息できる環境づくりと区民とのふれあい】

- ・ 生き物が生息できる環境が失われつつあります。区における生態系の実態を把握しながら、みどりの量の増加とともに、水辺の保全・創出、水循環の回復、土面の確保などをあわせて進め、多様な生き物が生息できる環境づくりを進める必要があります。
- ・ 区民が自然に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。
- ・ “農”の環境保全機能を活かす必要があります。そのため、“農”と区民とのふれあいや地産地消の拡大などにより、農業の振興と農地の保全を一層進めることが必要です。また、環境と調和した農業を進めることが求められています。

## (2)まち美化・都市景観

きれいなまちで、安全・安心な生活を！

景観が不統一であったり、ポイ捨てや落書きが多いと、まちの美観が大きく損なわれます。海外では、治安を良くするために、まず落書きを消すことから始める例もあるほど、まちの美観は重要な視点です。きれいな場所にはポイ捨ても少なくなります。また、まち中の屋敷林、独立林、社寺林などは、練馬を特徴付ける風景をつくる重要な要素です。そして、みどりの多さは、快適さや安らぎにもつながります。

### 現状

#### 依然として目に付くポイ捨て

- 区では、平成 9 年に「ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を制定し、駅前や道路、公園などの公共空間を中心に、ごみの散乱、落書きなどを防止するための取り組みを区民・事業者・区が一体となって取組を進めています。しかしながら、ポイ捨て等は依然として目に付きます。

#### 歩行喫煙は減少傾向

- 駅周辺の歩行喫煙率は、取組の効果もあり減少傾向にあります。

#### 不法看板や放置自転車を撤去

- 不法看板、放置自転車の撤去により、道路や駅前などの安全と景観の確保に努めています。

#### 体系的な景観形成の取り組みはこれからの課題

- 地区計画等による景観形成のための誘導が、一部で行われていますが、体系的な景観形成の取り組みはこれからの課題です。

～練馬区の素敵な風景 100 選(練馬区独立 60 周年記念事業)～

練馬区は平成 19 年 8 月 1 日に独立 60 周年を迎えます。

60 周年記念事業の一環として、練馬区の素敵な風景を募集したところ、473 点の応募があり、そのうち、100 の風景が選定されました。

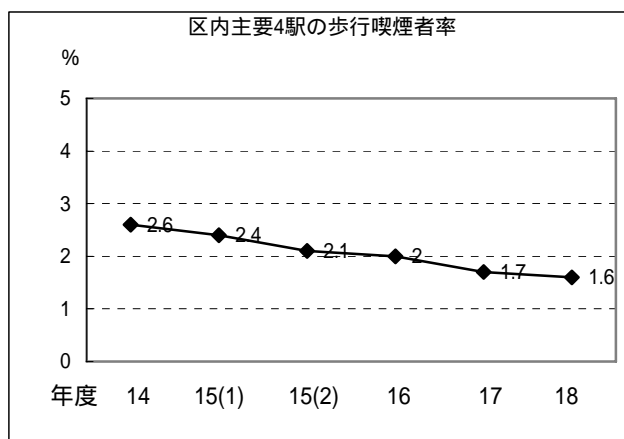
私たちのまちの素敵な風景を残していきましょう。



資料:「ねりま区報 練馬区の素敵な風景 100 選特集号(保存版)」(平成 19 年 1 月、練馬区)

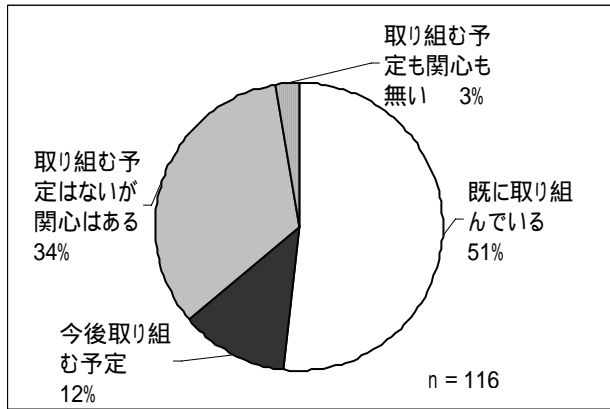
#### 歩行喫煙者率の推移

(練馬、石神井公園、大泉学園、光が丘の 4 駅周辺の平均)



事業所の緑化・景観配慮について 事業所  
約6割の事業所が、既に取り組んでいるまたは  
今後取り組む予定という回答でした。

ただし、調査対象の約半数の事業所が「該当  
しない」と回答しており、緑化や景観配慮に取り  
組める事業所は限られているようです。



(平成 18 年度事業所アンケート調査より)

## 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

### < まち美化 >

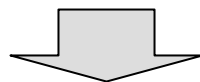
平成 13 年度に「練馬区環境美化行動計画」を策定して、まち美化施策の総合化、体系化を図り、効果的に施策を推進する基礎づくりを行いました。また、この計画の見直しを進めています。

地域におけるまち美化を進めるための地域団体として「環境美化推進地区」「環境美化団体」(ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例)の拡大を図り、また、駅前地区ボランティア清掃活動の促進、練馬区環境清掃推進連絡会による区内一斉清掃の支援など、新たな美化活動の仕組みづくりを進めました。

区内全駅の周辺において、ポイ捨て防止、歩行喫煙防止などのキャンペーンを実施しています。キャンペーンは、地域の住民団体等の協力を得て実施するよう努めています。歩行喫煙者率は、平成 14 年度の 2.6%から 18 年度の 1.6%に改善されました。(区内主要 4 駅平均)

地域住民による落書き消しを支援しています。

商店街等の花壇づくり、駅周辺の放置自転車対策など、市街地の美化に貢献する施策を実施しています。



### 総括

環境基本計画 2001-2010 に沿って施策の展開を図っていますが、依然として、駅前、道路などの公共空間を中心に、ポイ捨てされた吸殻等があります。しかし、ボランティア清掃活動が行われている地区数の増加、環境清掃推進連絡会による区内一斉清掃活動の開始、地域住民と区との共同キャンペーンの実施など、住民主体の活動が着実に広がりつつあります。

キャンペーンを中心とした歩行喫煙防止を進めており、駅周辺における歩行喫煙者率は年々減少傾向にあります。

## < 都市景観 >

景観ウォッチングなどの意識啓発を実施していますが、景観計画、景観条例など、良好な市街地景観の形成を目指すための仕組みづくりを進めていく必要があります。

生垣化助成を継続して実施するほか、屋上緑化助成制度を創設しました(17年度)。

公共施設における景観整備についても、個々の取り組みにとどまり、体系的な推進はこれからの課題です。



### 総括

農地と屋敷林が一体となった郷土景観の保全、生垣化・屋上緑化等によるみどり豊かな市街地景観づくりなどをさらに進める必要があります。

景観計画や景観条例などの仕組みづくりを進める必要があります。

### まち美化・都市景観に関する基本課題

#### 【ポイ捨て・落書き・歩行喫煙などの防止】

- ・ ポイ捨て等の防止のため、さらに区民との連携を深め、キャンペーン等の取り組みを充実させる必要があります。

#### 【都市景観づくりの仕組みの確立】

- ・ 農地と屋敷林が一体となった郷土景観の保全など、地域特性にふさわしい街並みづくりを進めるため、都市景観づくりの仕組みを確立していくことが求められます。

### (3)まちづくりと環境

#### まちづくり事業に伴う環境への影響を減らす仕組みを活用して

大規模な事業を実施するときは、予め、実施した場合の環境への影響を予測評価するとともに、関係者の意見を聴き事業計画への反映を図る仕組みが「環境アセスメント」です。そのほか、区のまちづくり条例などで、開発等を行う場合の環境配慮を求める仕組みがつけられています。これらの制度に基づいて、事業や環境影響に関する情報が提供されますので、それを環境にやさしいまちづくりに活用していくことができます。

#### 現 状

##### まちづくりの環境配慮を進めるさまざまな制度を活用

- ・ 大規模なまちづくり事業を実施しようとする際に、環境影響評価法または東京都環境影響評価条例に基づいて、予め、環境影響の予測評価を行い、環境保全のための措置の検討などを行う手続が「環境アセスメント制度」です。練馬区の環境への影響の恐れがあるとして、法に基づいて1件(外環(東名高速～関越自動車道間)、平成15～18年度)、東京都条例に基づいて14件(外環(放射第7号線～埼玉県境間)、東京都庁、環状第8号線など 昭和60～平成18年度)の事業が対象となり、それぞれ手続が行われました。
- ・ 区では、これらの事業の環境影響評価手続に関する情報を区民に提供するとともに、環境影響評価方法書(都条例では「調査計画書」)、環境影響評価準備書(都条例では「評価書案」)、環境影響評価書等の縦覧・閲覧の手続、ならびに意見書の提出や都民の意見を聴く会の案内など行っています。また、それぞれの手続の各段階において、事業者等に対し、環境の保全の見地から区長意見を述べています。
- ・ 練馬区まちづくり条例の開発調整手続きの中に、「地域環境配慮報告書」制度が導入され、一定規模以上の事業の実施にあたって事業者による自主的な環境配慮への取り組みに対する意識啓発に活用されています。
- ・ 大規模な店舗の立地にあたっては、大規模小売店舗立地法、練馬区中規模店舗の立地の調整に関する条例および練馬区まちづくり条例により、生活環境の保全のための手続が行われます。



環状第8号線の遮音壁

##### 新たなまちづくり環境配慮制度の調査研究を開始

- ・ 練馬区の地域特性を考慮した区独自のまちづくり環境配慮制度について、必要性を含め、調査研究を進めています。

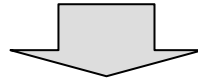
#### 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

西武池袋線(練馬高野台駅～大泉学園駅間)連続立体交差・複々線化、東京外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)事業などについて、環境影響評価が実施されました。そのそれぞれにおいて、区民等への周知、区長意見の提出などを行いました。



練馬区まちづくり条例が 18 年度施行され、その開発調整制度により、平成 18 年度内に 237 件の届出があり、うち 205 件について年度内に事前協議が終了しています。

区独自のまちづくりにおける環境配慮の仕組みを検討するための調査に着手しました(18 年度)。



## 総括

区内の環境に大きな影響を与える可能性がある大規模な事業の実施にあたっては、環境アセスメントの手続において、区として、区民への周知を図るとともに、必要な点について環境保全措置の拡充を求めています。

また、まちづくり条例の制定・施行により、民間開発における自主的な環境配慮を促す地域環境配慮報告書制度を導入しました。

しかし、環境問題の広がりや深化に伴い、まちづくりにおいて、環境対策の拡充や新たな環境対策の導入が求められるようになりました。たとえば、地球温暖化やヒートアイランド対策に対応するための省エネ型都市づくりなどです。こうした点に対応するための検討を進める必要があります。

## まちづくりにおける環境配慮に関する基本課題

### 【まちづくりにおける環境配慮を進めるための仕組みの的確な運用と拡充の検討】

- ・ 今後とも、環境アセスメント制度により、大規模なまちづくり事業の実施に伴う環境負荷の低減を図るとともに、まちづくり条例の地域環境配慮報告書制度などを活用して、事業者の自主的な環境配慮を促していく必要があります。
- ・ まちづくりにおける環境配慮を進める制度について、さらに研究を進め、環境問題の動向、区の特性などを考慮して、導入の必要性や内容を検討する必要があります。

#### (4) 公害

公害は健康や生活に直結する問題です！

公害問題は、健康や生活に被害が生じるおそれがある重大な問題です。

例えば、主な大気汚染物質である二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高くなると、呼吸器への影響が懸念されます。また、光化学オキシダントは目や喉に刺激を与えます。

土壌汚染や地下水汚染は、井戸水や農作物の汚染につながります。

騒音、振動などは、睡眠障害など生理的な影響のほかに、心理的、社会的にも影響が大きい問題です。

#### 現状

##### 大気汚染

##### 二酸化窒素・浮遊粒子状物質は改善傾向

- 区では、区内 12 地点で大気汚染濃度の常時測定を継続しています(光化学オキシダント(Ox)、窒素酸化物(NOx)、二酸化いおう(SO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM))。

このほか、東京都が区内 3 地点で常時測定を実施しています。

- 区の測定では、二酸化窒素は(NO<sub>2</sub>)は、平成 17 年度には、測定開始以来初めて、全ての測定地点で環境基準を達成しました(18 年度は 2 地点で超過)。浮遊粒子状物質(SPM)も、測定している 2 か所で環境基準を満たしていました。

##### 光化学オキシダントは環境基準未達成

- 光化学オキシダントは測定している 3 地点とも環境基準未達成が続いています。被害者の発生も見られました。

##### ダイオキシン類は環境基準以下

- ダイオキシン類については、大気環境中の濃度を年 4 回 3 地点(定点)で実施していますが、各地点とも環境基準を達成していました。また、東京都による大気中のダイオキシン類調査でも、練馬区内の測定場所(石神井台局)では環境基準を満たしていました。

大気汚染測定結果(平成 17 年度 NO<sub>2</sub>, Ox, SO<sub>2</sub>)

項目	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			光化学 オキシダント (Ox)		浮遊粒子 状物質 (SPM)			二酸化 いおう (SO <sub>2</sub> )		
	年 平 均 値	98 % 値	環境 基準 超過 日数 否	年 平 均 値	適 否	年 平 均 値	環境 基準 超過 日数 否	年 平 均 値	環境 基準 超過 日数 否	年 平 均 値	環境 基準 超過 日数 否
	ppm	ppm	日	ppm		mg/m <sup>3</sup>	日	ppm	日	ppm	日
測定室											
豊玉北	0.025	0.048	2	0.031	x	0.032	0	0.006	0		
石神井南中	0.025	0.046	0	0.030	x	-	-	-	-	-	-
大泉中	0.024	0.045	1	0.030	x	-	-	-	-	-	-
北町小	0.037	0.056	2	-	-	-	-	-	-	-	-
桜台出張所	0.036	0.057	4	-	-	-	-	-	-	-	-
石神井西小	0.031	0.052	2	-	-	-	-	-	-	-	-
長光寺橋公園	0.037	0.058	4	-	-	-	-	-	-	-	-
谷原交差点	0.041	0.060	7	-	-	-	-	-	-	-	-
大泉北小	0.026	0.051	2	-	-	-	-	-	-	-	-
小竹	0.030	0.054	3	-	-	0.036	0	-	-	-	-
大泉町 3	0.033	0.055	3	-	-	-	-	-	-	-	-
大泉町 4	0.031	0.052	3	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 年平均値は1時間値の年度平均値。  
注2 環境基準超過日数とは、長期的評価による日数。  
また、適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。  
注3 大泉町3、大泉町4については、日本道路公団にて測定。

資料:「平成 18 年版練馬区勢概要」

(平成 18 年 10 月、練馬区)

大気中のダイオキシン類測定結果(区)

調査地点	ダイオキシン類濃度	環境基準
南東部(情報公開室屋上)	0.070pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/ m <sup>3</sup>
北東部(練馬東中学校屋上)	0.063pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
北西部(大泉西中学校屋上)	0.067pg-TEQ/m <sup>3</sup>	

年 4 回測定 of 平均値

資料:「ねりまのかんきょう平成 17 年度報告」(平成 18 年 9 月、練馬区)

平成 18 年度:12(2000)年度に比べると・・・( 改善傾向、 横ばいまたは悪化傾向)

二酸化窒素の環境基準不適合箇所	: 3 箇所	2 箇所
光化学オキシダントの環境基準不適合箇所	: 3 箇所	3 箇所
浮遊粒子状物質の環境基準不適合箇所	: 0 箇所	0 箇所
ダイオキシン類の環境基準不適合箇所	: 0 箇所	0 箇所

## 水質汚濁

### 改善された河川水質

- 区内の河川の水質は比較的良好です。17年度で見ると、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)について、石神井川の溜漕橋と白子川の大泉氷川橋で5月にpHの環境基準を達成しなかった以外は、環境基準の値を下回っていました。
- 河川水質の改善により、水草が生え、様々な水辺の生きものが見られるようになっています。

### 池の水質は富栄養化が見られる

- 池の水質に関しては、水の入れ替えがほとんどなく、富栄養状態になりやすい状況です。その結果、アオコの発生およびそれによる悪臭などの問題が見られます。

## 地下水

### 地下水位は上昇

- 平成 17 年の一定規模以上の揚水施設による地下水揚水量は 10,963m<sup>3</sup>/日、東京都 23 区内では最大でした。一方、区内で都が測定している地下水位は昭和 63 年以降上昇しています。

### 地下水汚染発見時の対策

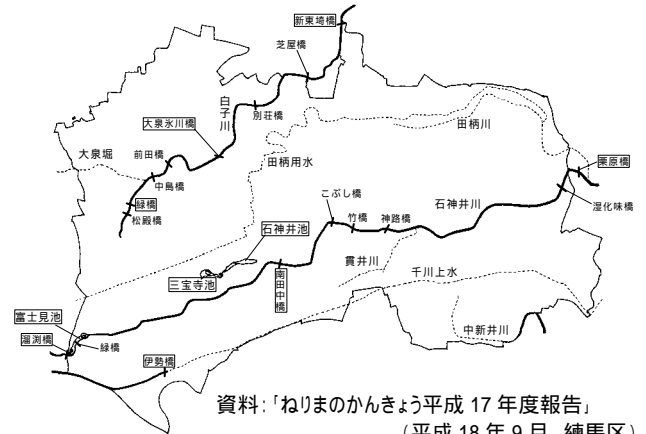
- 区内では、有機塩素系溶剤等による地下水汚染が観測されることがあります(11 年度など)。その場合、区は、東京都と協力して、発生源の調査・指導や汚染の広がり調査を行うとともに、井戸水の使用に関する情報提供等を行っています。また、追跡調査を実施しています。
- 平成 17 年度の調査(区内 3 地点)では、地下水・土壌のダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準を満たしていました。

地下水、土壌中のダイオキシン類測定結果

項目	調査地点	ダイオキシン類濃度	環境基準
地下水 (防災井戸)	上石神井中学校	0.017pg-TEQ/	1pg-TEQ/
	谷原中学校	0.016pg-TEQ/	
	北町小学校	0.016pg-TEQ/	
土壌	上石神井東公園	2.8pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g
	みのわ公園	6.6pg-TEQ/g	
	どんぐり山の森緑地	8.3pg-TEQ/g	

資料:「ねりまのかんきょう平成 17 年度報告」(平成 18 年 9 月、練馬区)

区内の河川・池と水質調査地点



## 工場等の事業場

### の減少した工場数

- ・ 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)に基づき、工場認可を受けている区内の「工場」の数は628で、平成12年3月の941に比べると約3割減少しました。また、同条例では公害を発生する恐れのある工場以外の32種の事業場を「指定作業場」としており、ガソリンスタンド、洗濯施設、駐車場等区内の1,042事業場が届出をしています。届出数には若干の増加が見られます(17年度)。
- ・ 「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「騒音規制法」「振動規制法」により、公害を発生する恐れのある施設として「特定施設」とされる施設も届出が義務付けられていますが、区内の特定施設は都内の他地域と比べて数が少なく、規模も小さい状況です。しかし住宅地のなかに立地するものが少なくないため、苦情等の対象になるなど、環境上の問題が発生することもあります。

## 自動車交通公害

### 進む自動車排出ガスの改善

- ・ 大気汚染の原因となる窒素酸化物や浮遊粒子状物質の発生源として、第一に自動車が増えられますが、東京都のディーゼル車規制(15年度)や自動車NOx・PM法の規制により、自動車排出ガスの改善が進み、区内の大気汚染はようやく改善に向かって進みました。
- ・ 17年度は二酸化窒素および浮遊粒子状物質のどちらも、すべての測定地点で環境基準を満たしていました(18年度は2地点で超過)。

### 環境基準超過が少ない幹線道路沿道の騒音

- ・ 平成17年度で見ると、測定地点8か所中、昼間1か所、夜間6か所で環境基準を超えていました。
- ・ 特に豊玉北の測定点では、昼・夜ともに環境基準を超えていました。

練馬区内の平成17年度道路沿地区騒音測定結果

測定箇所	単位 dB		昼 間		夜 間	
	17年度	15年度	17年度	15年度	17年度	15年度
南大泉2 - 5	65	64	61	60		
石神井台8 - 23	70	70	68	68	×	×
関町南3 - 5	70	70	68	68	×	×
石神井台4 - 5	69	68	68	67	×	×
豊玉北3 - 16	73	73	73	73	×	×
豊玉北3 - 12	70	69	70	70	×	×
早宮2 - 18	66	67	59	60		
平和台3 - 22	68	68	66	65	×	

×で達成状況を示す

資料:「ねりまのかんきょう平成17年度報告」(平成18年9月、練馬区)

### 大気汚染被害者への支援

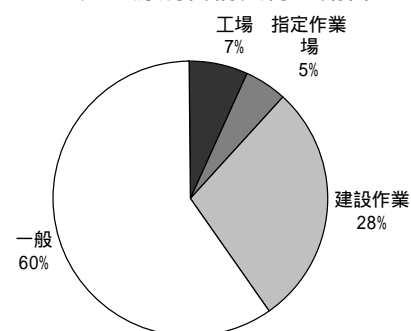
- ・ 練馬区における東京都大気汚染医療費助成制度の認定患者数(18歳未満対象)は、3,026人(平成18年3月31日現在)です。18年度においては、申請者全員が認定を受けました。
- ・ 東京都から、大気汚染等にかかわる新たな医療費助成制度の提案が出され、関係者の協議等が進められています。

## 苦情・陳情

### 公害に関する苦情等は減少傾向

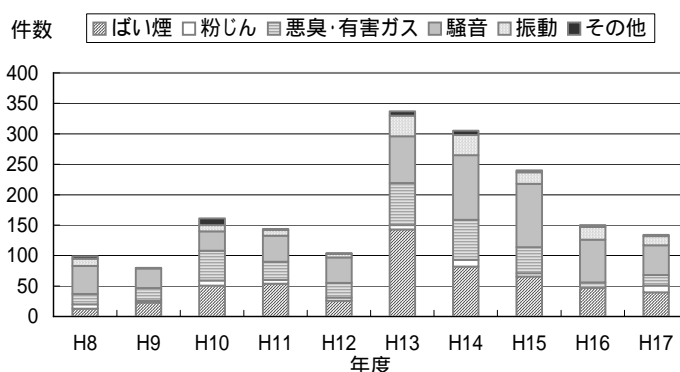
- 平成 17 年度に区に寄せられた公害問題に関わる苦情・陳情は 117 件でした。
- 苦情・陳情件数の推移をみると、平成 13 年度に急増しましたが、その後は減少傾向にあります。
- 苦情・陳情の発生源別に見ると、工場や事業場、建設作業よりも生活型公害によるものの方が多くなっています。また、現象別では、ばい煙、悪臭、騒音に関するものの割合が大きくなっています。

発生源別苦情受付の割合



資料:「ねりまのかんきょう平成 17 年度報告」  
(平成 18 年 9 月、練馬区)

現象別受付件数の推移



資料:「ねりまのかんきょう平成 17 年度報告」(平成 18 年 9 月、練馬区)

## 有害化学物質の管理

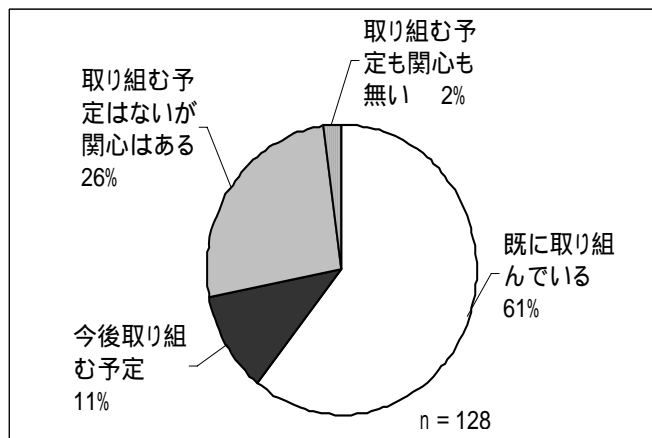
### PRTR 制度の運用を開始

- 有害化学物質による汚染を防止するため、有害化学物質を使用する事業場に対し、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」および東京都環境確保条例による届出等が義務化され、区内では東京都環境確保条例に基づく届出が、平成 18 年度までに 124 事業場提出されました。平成 18 年度は、このうち 37 事業場に立ち入り調査を実施し、届出内容の確認等を行いました。

周辺環境を考慮した営業・操業時間の設定  
事業所

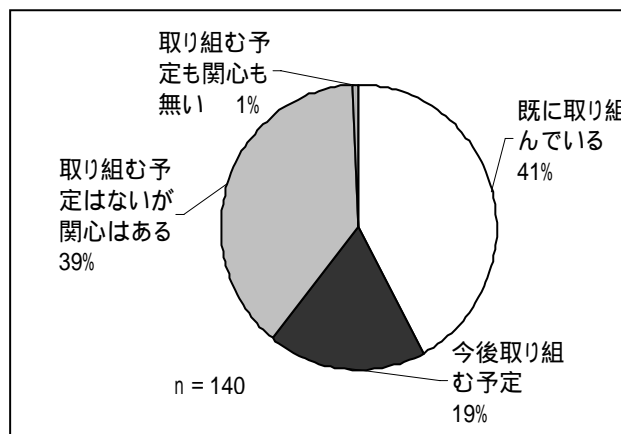
6割の事業所が、既に取り組んでいるという回答でした。

今後取り組む予定も含めると、約7割の事業所が対応を考えているという結果になりました。



事業用自動車の利用の合理化（利用抑制、低公害車の採用など） 事業所

既に取り組んでいる事業所は4割ですが、関心もないという事業所はほとんどありませんでした。

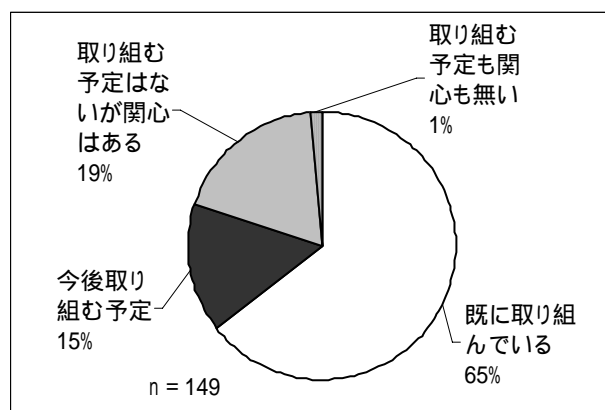


(左、右;平成18年度事業所アンケート調査より、該当しないと回答した事業所を除く)

アイドリングストップの徹底 事業所

約8割の事業所が、既に取り組んでいるまたは今後取り組む予定という回答でした。

(平成18年度事業所アンケート調査より、該当しないと回答した事業所を除く)



環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

大気汚染をはじめ、水質汚濁、騒音・振動など、環境の状況を的確に把握し、その結果を区報、冊子「ねりまのかんきょう」、ホームページなどで区民等に提供しました。

ダイオキシン類、アスベストなどの有害物質の監視を開始し、東京都環境確保条例に基づく適正管理化学物質の指導を進めています。ダイオキシン類対策として小型焼却炉の撤去等の指導(13年度)、アスベスト対策としてアスベスト飛散防止条例を制定し(17年度)規制指導を実施しています。

工場の認可や指定作業場・建設作業等の届出を法律や東京都条例に基づいて着実に処理していますが、今後、工場認可制度の運用について検討が必要です。

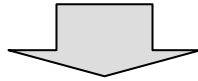
事業者の自主的な環境保全行動を促す取り組みとして、マニュアルの作成・配布、講演会等を行っていますが、さらにリスクコミュニケーションなど、取り組みの強化が必要です。

自動車交通公害対策として、東京都のディーゼル車対策と連動した排出ガス浄化装置の装着助成(15年度)、CNG 貨物車導入助成、庁有車への低公害車(クリーンエネルギー自動車)導入(13~16年度)等の取り組みを行いました。また公共交通機関の整備促進(西武池袋線(練馬高野台駅~大泉

学園駅間)連続立体交差、福祉コミュニティバスなど)、沿道整備計画に基づく幹線道路沿道の建物の防音化、レンタサイクルを含む自転車駐車場の整備等を進めました。

さらに、アイドリングストップ等の環境にやさしい運転の普及にも取り組んでいます。コミュニティ・サイクル・システムの整備は、自転車駐車場の整備に振り替えています。

PRTR 制度による届出指導、立入調査を開始しました(17年度)。



## 総括

概ね、環境基本計画 2001-2010 の方向に沿って、施策の推進を図っています。

大気汚染では、平成 17 年度には、12 の二酸化窒素常時測定局で、測定開始以来初めて、すべての地点で環境基準を達成するなど、改善の傾向が見えてきました(18 年度は 2 地点で環境基準超過)。水質汚濁でも、汚濁の改善が進みました。ただ、幹線道路沿道の騒音については、環境基準未達成の地点が少なくありません。

今後、環境基準未達成の汚染の改善、環境基準達成状態の維持とさらなる改善を目指し、東京都等と連携して、施策の強化を図る必要があります。

また、新たに開始された有害化学物質の適正管理に向けた施策を適切に実施していく必要があります。

## 公害問題に関する基本課題

### 【大気汚染・騒音などの改善への取り組み】

- ・ 自動車交通公害対策を進め、環境基準を達成している大気汚染項目については、これを維持しさらに改善を図るとともに、光化学オキシダント、道路交通騒音など、環境基準を達成していないものについては基準達成に向けて取組を強化していく必要があります。
- ・ 道路の整備状況などを勘案しながら、的確に環境の現状を把握するため、測定場所や項目などの監視体制を見直す必要があります。
- ・ 引き続き、工場・事業場等からの公害の防止を指導するとともに、生活型公害の解決に向けた啓発と支援を進める必要があります。
- ・ 電磁波問題、光害等、実態が十分に解明されていない問題についても、国などの検討状況を見ながら対応していく必要があります。

### 【有害化学物質の適正管理】

- ・ 有害化学物質を取り扱う事業所に対し、法令等に基づいてその適正管理の徹底を指導していくことが必要とされます。

## (5) 地球温暖化・ヒートアイランド現象

### 地球温暖化とは？

大気中には、温室効果ガスという、地球表面から宇宙に放出される熱エネルギーの一部を吸収し、地球の温度を保つ気体が存在します。代表的なものが二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）です。しかし、エネルギーの使用などの人間の活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎますと、今度は、この温度バランスが崩れ、気温が上昇してきます。これが「地球温暖化」問題です。

今世紀半ばまでに、世界全体の温室効果ガス排出量を半減しないと、気温の安定化が困難になると言われています。

地球温暖化が進むと、海面上昇や異常気象、植生の変化等が起こり、その結果、陸地の水没や食糧危機、生物多様性の減少、疫病の拡大などが起こり、人間を含む生物の生存が脅かされます。

### ヒートアイランド現象とは？

都市部において、高密度でエネルギーが消費されたり、地面の多くがコンクリート等で覆われて水分の蒸発による気温低下が妨げられることにより、気温が高くなっている現象をいいます。

日本の気温は過去 100 年で約 0.6 上昇していますが、東京では、同じ 100 年間に約 3 上昇しており、この差はヒートアイランド現象によるものと考えられます。

ヒートアイランドが進むと、熱帯夜の増加や熱中症など、健康に影響を及ぼすようになります。

## 現状

### 気温変化

#### 実感される気温の上昇

- 区内の気温をみると、平成 17 年は、4 月から 10 月までの間、日最高気温が 30 台を記録しました。
- 全国的も、年間の 30 超時間数が 20 年前に比べて明らかに多くなっています。
- 都市部において気温上昇が著しいのは、地球温暖化とヒートアイランド現象の複合によるものと考えられています。

### 電気・ガス・水道使用量

#### エネルギー使用量が大幅に増加

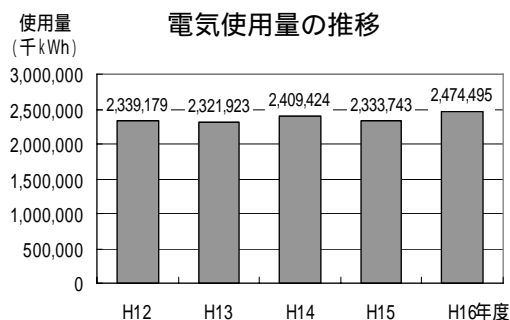
- 区内の年間電気使用量は、230 億～250 億 kWh の間で変動していますが、16 年度は過去 5 年間で最も多くなっています。
- ガスの使用量は概ね 14 億 m<sup>3</sup> 付近で変動していますが、平成 15 年度に増加がみられました。用途別でみると家庭用の増加が原因となっています。
- 水道使用量は微増傾向にあります。

年間の 30 超時間数の推移(推計)

	1980 年	2000 年
仙台	31 時間	90 時間
東京	168 時間	357 時間
名古屋	227 時間	434 時間

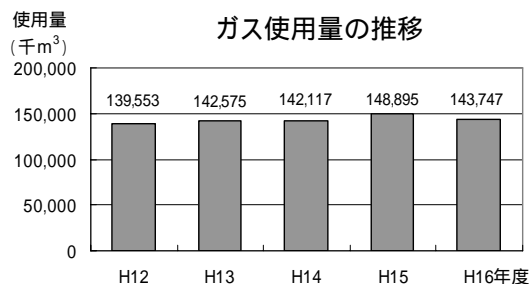
資料：「ねりまのかんきょう平成 17 年度報告」  
(平成 18 年 9 月、練馬区)

電気使用量の推移



資料：「練馬区統計書 平成 17 年版(2005 年版)」

ガス使用量の推移



資料：「練馬区統計書 平成 17 年版(2005 年版)」

平成 18 年度: 12(2000)年度に比べると・・・( 改善傾向、 横ばいまたは悪化傾向)

電気使用量: 2,339,179 千 kWh 2,474,495 千 kWh (16 年度)

ガス使用量: 139,553 千 m<sup>3</sup> 143,747 千 m<sup>3</sup> (16 年度)



## 二酸化炭素排出量の推移

### エネルギー需要とCO<sub>2</sub>排出量

CO<sub>2</sub>排出量は民生部門中心に大幅増加

- 平成 14 年度の練馬区における二酸化炭素排出量は、平成 2 年度比で 26%増加し、年間約 210 万トンになっています。
- エネルギー需要のうち、民生家庭部門の占める割合がもっとも高くなっています(45%)。
- 民生部門(家庭部門、業務部門)と運輸部門(自動車)で全体の 95%を占めています。
- エネルギー源別需要割合を見ると、電力の割合が 5 割強となっています。

t-CO <sub>2</sub> /年 (トン-CO <sub>2</sub> /年)	平成2年度	平成6年度	平成10年度	平成14年度	H14/H2 (伸び率)
練馬区全体	1,866,749	1,848,699	1,844,951	2,099,536	26%
産業部門	127,736	129,416	89,049	84,199	-34%
農業	3,508	3,074	2,993	3,006	-14%
建設業	65,832	89,282	51,698	47,019	-29%
製造業	58,396	53,040	34,358	34,173	-41%
民生部門	971,919	1,105,804	1,080,752	1,321,861	36%
家庭部門	822,414	707,443	677,407	835,756	34%
業務部門	349,506	398,362	403,345	486,105	39%
運輸部門	567,094	618,478	675,149	693,479	22%
自動車	542,752	594,391	655,076	669,200	23%
小計	205,927	346,560	426,388	440,197	54%
旅客(自家用車等)	256,825	245,831	228,687	229,003	-11%
貨物(トラック等)	24,343	24,088	20,073	24,279	0%

資料:「練馬区地域省エネルギービジョン」(平成 18 年 2 月、練馬区)

～練馬区地域省エネルギービジョン(平成 18 年 2 月策定)～

このビジョンは、平成 17 年 2 月の京都議定書発効を受けて、地域における新たな省エネルギー対策を本格的に推進し、練馬区の地域における省エネルギー対策や地球温暖化対策に係る区の方針を確立するとともに、区民・事業者・区の省エネルギーの取り組みを推進するための枠組みを構築することを目的としています。

平成 22 年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量を、平成 14 年度より 15.5%削減(平成 2 年度より 6.4%増加にまで抑制)することを目標としていますが、目標達成に向け、区民、事業者に求められる行動として、以下のようなものを挙げています。

#### 【区民に求められる行動】

- ・家庭や学校における省エネルギー行動の実践
- ・環境にやさしいマイカー利用の実践
- ・エコライフチェック運動への参加
- ・省エネナビの導入
- ・食の省エネルギーの推進
- ・家庭における省エネルギー機器の導入や設備等の省エネルギー改修
- ・家庭における太陽光発電、燃料電池等の新エネルギー機器\*の導入、クリーンエネルギー自動車等の導入
- ・家庭における屋上緑化やグリーンカーテンなどの壁面緑化
- ・国、東京都、練馬区等が開催する講習会やイベント等への積極的な参加
- ・助成金制度など情報の活用
- ・情報と人材の相互交流・活用など

#### 【事業者求められる行動】

- ・事業所における省エネルギー行動の実践
- ・省エネ・環境配慮型の生産工程への変革
- ・環境にやさしい自動車利用の実践
- ・エコライフチェック運動への参加
- ・事業所における省エネルギー診断と、省エネルギー改修、省エネルギー機器の導入
- ・事業所における太陽光発電、燃料電池、クリーンエネルギー自動車の導入
- ・事業所における屋上緑化、壁面緑化
- ・行政(国、東京都、練馬区)等が開催する講習会やイベント等への積極的な参加
- ・助成金制度など情報の活用
- ・情報と人材の相互交流・活用など

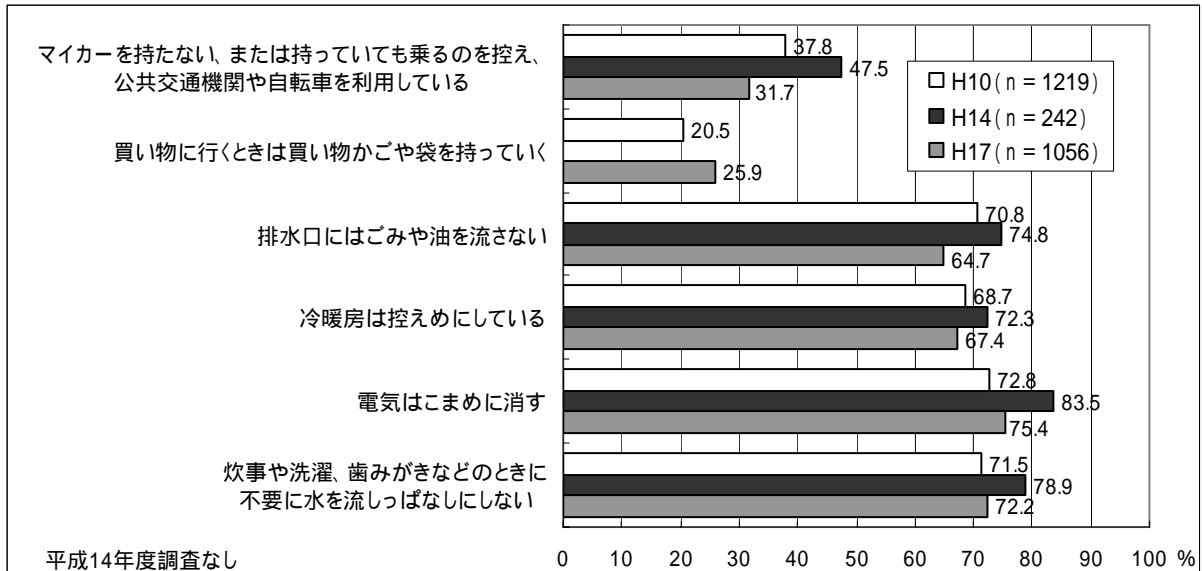
資料:「練馬区地域省エネルギービジョン」(平成 18 年 2 月、練馬区)

\*燃料電池等、需要サイドの新エネルギーについては、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会中間報告(18年11月)が新エネルギーの定義から除外する方向を提案していますが、当面、導入目標を維持しその普及を図るものとしています。

日常の中で常に、あるいは概ね実行していること 区民

「排水口にはごみや油を流さない」、「冷暖房は控えめにしている」、「電気はこまめに消す」、「炊事や洗濯、歯磨きなどのときに不要に水を流しっぱなしにしない」といった、基本的な省エネ・省資源行動は、約7割の区民が実行していました。

「買い物に行くときは買い物かごや袋を持っていく」は2割にとどまっています。

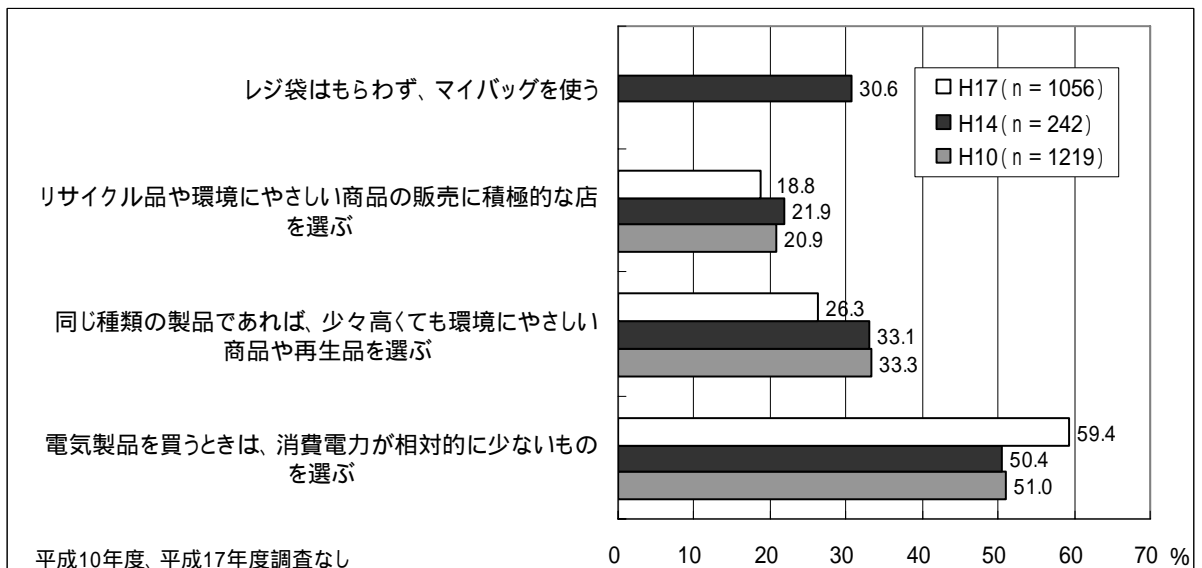


(平成10年度・平成17年度区民意識意向調査、平成14年度区政モニターアンケートより)

生活用品や耐久財の購入の際に常に実行している、あるいは概ね実行していること 区民

「電気製品を買うときは、消費電力が相対的に少ないものを選ぶ」を実行している区民が5割に達しました。

しかし、その他の取組については、行動している区民割合が4割に達しませんでした。

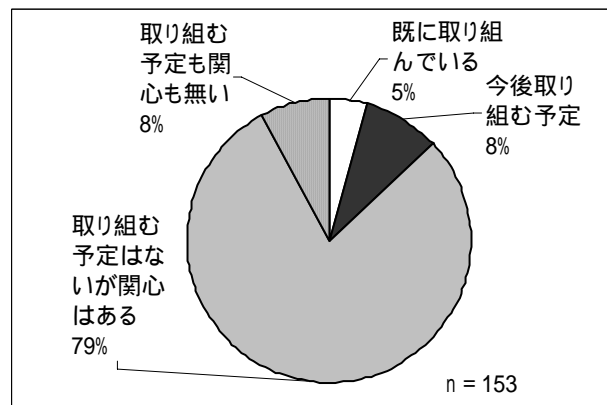
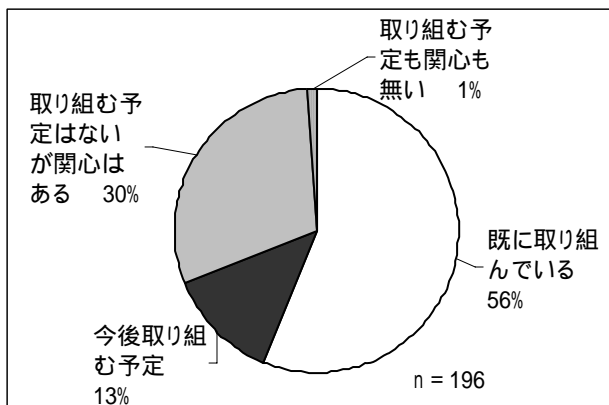


(平成10年度・平成17年度区民意識意向調査、平成14年度区政モニターアンケートより)

地球環境に配慮した電気・ガス・水等の節減 事業所  
約 6 割の事業所が既に取り組んでおり、今後取  
り組む予定も含めると約 7 割の事業所が節減に対  
応するということになります。

自然エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用など)  
や雨水の利用 事業所

既に取り組んでいる、または今後取り組む予定と  
いう事業所は 1 割強でした。また、取り組む予定も  
関心もないという事業所も、1 割弱ありました。



(左、右;平成 18 年度事業所アンケート調査より、該当しないと回答した事業所を除く)

## 《ますます深刻化 地球温暖化！！》 IPCC 第 4 次評価報告書より

平成 19 年に入って、IPCC (気候変動に関する政府間パネル=気候変動に関する評価、対策等を調査研究する科学者の国際組織)が第 4 次評価報告書を提出しました。(第 3 次報告 2001 年)

**温暖化の進行は今や確実です！**

大気や海洋の平均温度の上昇、雪氷の融解の拡大、平均海面水位の上昇などの観測結果から、温暖化の進行が明白であるとしています。

**温暖化の原因は人為的なもの！**

「1970 年以降の人間の活動が温暖化の効果をもたらしたことに高い信頼性があり、太陽放射の変動がもたらす効果より、はるかに大きい。」と、温暖化の原因は、科学的にみて、ほぼ人為的であると断定しています。

**このままだと温暖化の影響は・・・**

このまま何もしないと、今世紀末までに、最大で、平均気温が 6.4 上昇、平均海面水位が 59cm 上昇と予測。上昇傾向は今後 1000 年以上続くだろうとしています。

**平均気温の上昇による影響は？**

数億人が水不足に！

生物種の絶滅リスク増大！

穀物生産が低下！

沿岸地域では洪水と暴風雨被害が増加！

熱波・洪水・干ばつによる病気発生率増加！

IPCC 第 4 次報告書第 1・第 2 作業部会報告書 政策決定者向け要約 (SPM)(採択版)より作成

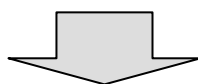
## 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

地球環境保全のために足元からの行動を広げることがきわめて重要な課題となり、区の役割も大きく増大したことを受けて、エコライフチェック、環境講演会や講習会、省エネパンフレットやホームページによる情報の提供、環境学習の推進などさまざまな施策を展開してきました。

特に、エコライフチェックは、18年度に1万4千人を超す参加を得て開始した双方向型の普及啓発で、大きな効果が期待できることが分かりました(17年度試行、18年度開始)。

地球温暖化防止のための省エネ推進計画として「練馬区地域省エネルギービジョン」を策定し(17年度)、区における二酸化炭素排出量を推計するとともに、その削減目標を定めました。このビジョンを中核に、具体的な対策に向けて「地球温暖化対策地域推進計画」につなげていく必要があります。

区民や事業者の環境配慮行動を促進するための対策として、住宅用太陽光発電設備等の助成(18年度)、事業者のISO認証取得助成制度(ISO14001 および 9001 が対象)を新設しました(17年度)。



### 総括

概ね環境基本計画に定める方向で施策が進められていますが、練馬区内からの温室効果ガスの排出量が大幅に増加していることが分かり、区民・事業者の環境配慮を進めるための施策の強化、拡充が求められます。特に家庭部門における排出量抑制対策を重点的に進める必要があります。

### 地球温暖化、ヒートアイランド現象に関する基本課題

#### 【地球温暖化、ヒートアイランド現象の防止のための足元からの行動の拡大】

- ・ 地球温暖化防止にむけて、区民一人ひとりの取組を促し、家庭生活や事業活動からの二酸化炭素排出量を削減する必要があります。
- ・ 集中豪雨との関係が深いといわれるヒートアイランド現象については、東京都や都心区などと連携して対策を進める必要があります。

#### 【京都議定書以降の温室効果ガス排出削減に関する方針づくり】

- ・ 2050年までに温室効果ガス排出量を半減する方向をめざした区の方針・計画づくりを開始する必要があります。

## (6)ごみ・リサイクル

ごみの大量廃棄は地域と世界の環境問題です！

ごみ問題の大きな要因は、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムに基づく、私達のライフスタイルです。

大量廃棄が続けば、最終処分場のひっ迫やさまざまな環境問題を引き起こし、地域環境に大きな影響を与えます。また、大量生産のために際限なく資源を利用することにより、輸入大国である日本は、世界の資源の枯渇という問題を引き起こすことが予想されます。

地域だけでなく、世界のことも考えて、ごみ減量、リサイクルを進めていく必要があります。

### 現 状

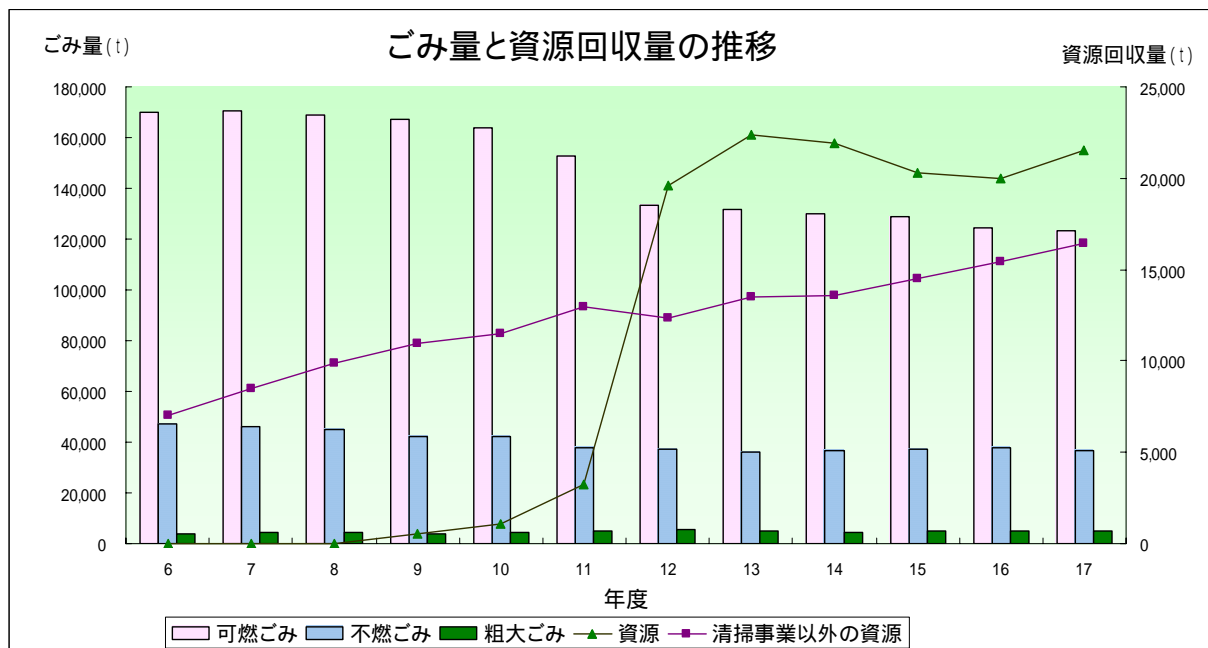
#### ごみの排出量

##### 一般廃棄物の排出量は減少

- 平成 17 年度は約 16.6 万トンのごみが排出され、そのうち可燃ごみが約 12.4 万t、不燃ごみが約 3.7 万トンでした。前年度と比べると総量が減少し、区民一人当たりの排出量は毎年減少しています。区の人口増加にもかかわらず、平成 12 年度の一般廃棄物の収集・運搬事業の区移管以来、減少しないしはほぼ横ばいで推移しています。

##### プラスチックごみの減量・資源化の拡大が必要

- 種類別で見ると、可燃ごみは減少傾向にあるものの、不燃ごみは増加または横ばい傾向にあります。最終処分場の延命等を考えれば、不燃ごみ、特にプラスチック類の減量と分別回収の拡大が不可欠です。



## ごみ排出量（総量および区民1人あたり排出量）の推移

年度(平成)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
粗大ごみ t	4,175	4,063	4,709	4,954	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946	5,262
不燃ごみ t	45,129	42,479	42,370	37,970	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857	36,868
可燃ごみ t	168,978	167,295	164,062	152,874	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300	123,574
1人当たり量 kg	346.6	331.1	326.9	298.0	266.1	258.2	253.3	252.3	244.2	241.5
人口	641,017	645,859	651,901	657,119	662,383	668,842	674,912	679,863	684,365	686,237

ごみ量は区収集ごみ量で、持込ごみは含みません。平成17年度は速報値

## 資源の回収

### 資源回収量は増加傾向

- 資源の回収量は増加傾向にあります。

## 資源回収量の推移

年度(平成)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
資源 t	9,842	11,497	12,601	16,233	31,915	35,882	35,464	34,730	35,430	38,007

## リサイクルセンター2館目開館

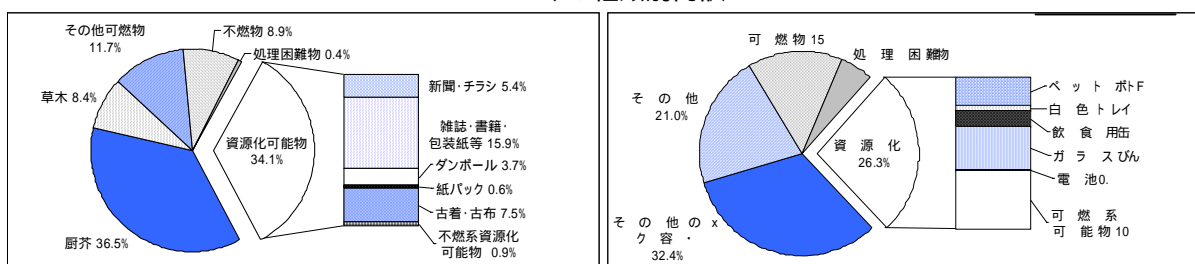
- 区民のリサイクル活動の拠点となるリサイクルセンターを2館、整備、開設しました。区民団体が管理運営およびリサイクルをはじめとする環境活動を行っています。

## ごみの適正処理

### ごみの分別は不十分

- ごみの組成をみると、可燃ごみ、不燃ごみとして排出されるものの中に、区が資源として回収しているものがそれぞれ約3割含まれています。また、可燃ごみへの不燃ごみの混入や、不燃ごみへの可燃ごみの混入もあり、さらに分別の徹底をはかっていく必要があります。

## ごみの種類別内訳



### <可燃ごみ>

### <不燃ごみ>

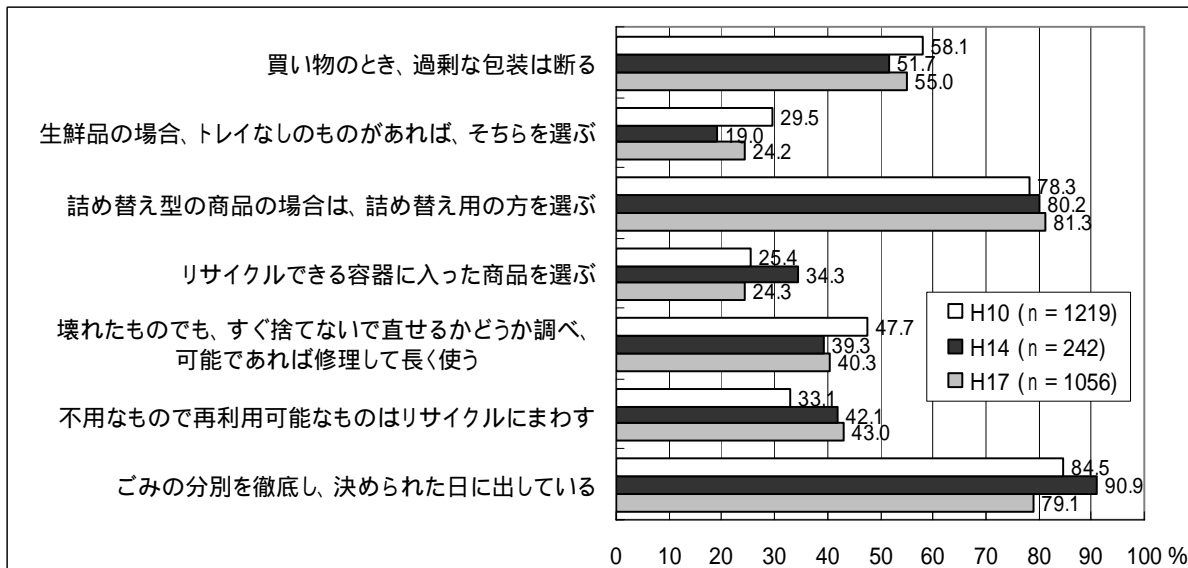
資料：「ねりまのかんきょう平成17年度報告」（平成18年9月、練馬区）（平成17年度可燃ごみ・不燃ごみの排出実態調査より）

平成18年度:12(2000)年度に比べると・・・（改善傾向、横ばいまたは悪化傾向）

ごみの総量	: 176,272t	164,826t
区民一人当たりのごみの量	: 266.1kg	238.5kg
可燃ごみの量	: 133,567t	122,198t
不燃ごみの量	: 37,000t	37,151t
資源回収量	: 31,915t	41,959t

## リサイクルへの取組について 区民

「不要なもので再利用可能なものはリサイクルにまわす」、「詰め替え型の商品の場合は、詰め替え用の方を選ぶ」を行っている区民の割合は増加していますが、それ以外については減少しています。



(平成 10 年度・平成 17 年度区民意識意向調査、平成 14 年度区政モニターアンケートより)

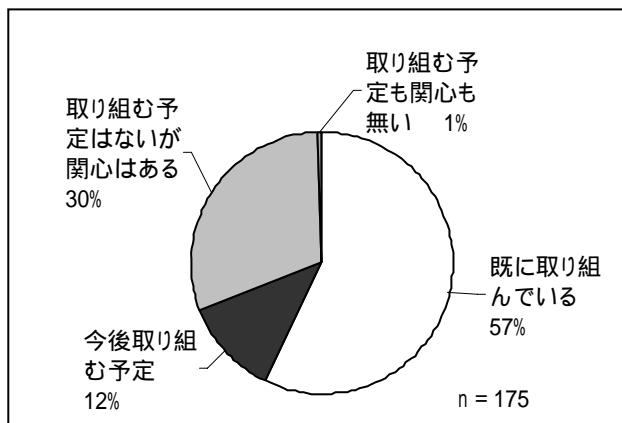
## 事業活動で排出される資源物のリサイクル化

### 事業所

約 7 割の事業所が、資源物のリサイクルに既に取り組んでいる、または今後取り組む予定と回答しています。

また、ほとんどの事業所が関心を持っていることがわかります。

(平成 18 年度事業所アンケート調査より、該当しないと回答した事業所を除く)



## 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

ごみの発生抑制や分別等に関して、各地域でのふれあい指導等、小学生を対象とするふれあい環境学習、ごみ減量・リサイクルハンドブックの全戸配布等により普及啓発や指導に取り組んでいます。また町会・自治会を母体とする「練馬区環境清掃推進連絡会」を結成し、広報活動などを区民と区が共同で実施しています。

レジ袋削減のためのマイバッグキャンペーン、生ごみ減量のためのコンポスト化容器のあっせんや購入費助成のほか、学校給食等の残飯等からリサイクル肥料「ねりまの大地」を製造する事業を順次拡大しました。

ペットボトルの街区路線回収を区内全域で実施しました。びん・缶に加えて、新たに、今後は容器包

装プラスチックを資源として回収する事業を実施していく予定です。

地域における自主的なリサイクル活動である集団回収や、集合住宅における再利用対象物保管場の設置指導等を行っています。また資源の持ち去り防止のためのパトロールを行っています。

地域における区民のリサイクル活動の拠点となる「リサイクルセンター」の第2館目として春日町リサイクルセンターを開館(14年10月)するとともに、リサイクルセンターを地域住民で管理・運営する方式に改めました。

ごみの適正な処理を進めるため、ふれあい指導等による啓発・指導、不法投棄防止パトロールなどを実施しています。



### 総括

概ね環境基本計画に定める方向で施策が進められていますが、容器包装リサイクル法の改正など、社会情勢の変化に伴い、新たに求められている施策もあります。また、地球環境保全や処分場の延命化などの観点から、ごみ減量をさらに推進していく必要があります。

そのため、平成17年度に「練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、新たな施策の展開について方向性を決めました。

### ごみ・リサイクルに関する基本課題

#### 【ごみの排出量の削減】

- ・ “ごみ半減”をめざし、分別の徹底、プラスチック類の発生抑制の推進、区民・事業者・区の連携による生活スタイルやビジネススタイルの転換などを進めます。

#### 【資源回収の拡大】

- ・ リサイクル活動を活発にし、資源の回収率をさらに向上させるための仕組みの拡充と適切な運用を進めていく必要があります。
- ・ 容器包装リサイクル法に基づき、不燃ごみの約半分を占めているプラスチック製の廃棄物のリサイクルをさらに推進していく必要があります。

#### 【ごみの適正処理】

- ・ ごみの分別の徹底、散乱防止などを図るとともに、収集から、中間処理、最終処分まで適正処理を進める必要があります。



## (7) 環境学習・環境情報と区民・事業者の環境保全活動支援

区民、事業者、団体、区が協働で環境保全に取り組むことが必要です！

環境保全のためには、まずは一人ひとりが気づき、行動することが重要です。そして、行動を約70万人の区民に広げるためには、区民、事業者、団体、区等が協働で活動を進めていかなければなりません。

### 現 状

#### 環境学習・環境情報

##### 環境学習・環境情報提供の進展

- 学校における環境教育のほか、子どもからおとなまでを対象に、区民・区がそれぞれにまたは共同して、各種講座・講演会・フェア・シンポジウムなどを開催したり、パンフレット・情報紙の配布などにより、さまざまな環境学習の機会や環境に関する情報が提供されています。

##### ますます大切になった環境学習・環境情報

- 地球温暖化やごみ資源問題など、区民一人ひとり、企業一社一社の意識と行動が求められる環境問題が増えてきており、広範な区民や事業者を対象とする環境学習や環境情報はますます大切になってきました。そのため、より体系的で効果的な環境学習の仕組みや環境情報の提供のあり方が模索されています。

##### 地球温暖化防止やヒートアイランド現象対策のための環境学習

- 省エネルギーや新エネルギー導入など、地球温暖化やヒートアイランド現象を防止する足元からの行動を推進するためには、全区民・全事業者を対象とする施策が不可欠です。

##### 多様な手段を活用した環境情報

- パソコンやインターネット等を活用し、タイムリーで的確な情報の提供に努めています。

#### 区民・事業者の取り組みとの連携

##### まだまだ潮流とはなっていない区民・事業者の環境保全活動

- 自然保護やリサイクルなどを中心に、自主的に活動を行う区民や区民団体が少しずつ増えてきていますが、まだ、全体として環境保全の動きが大きな潮流となるまでには至っていません。

##### 広がりつつあるさまざまな組織との協働

- 区では、環境審議会、循環型社会推進会議、緑化委員会、緑化協力員、ねりまエコ・アドバイザー、環境清掃推進連絡会など、区民と区との協力で環境保全活動を進める仕組みを拡充してきました。これらの仕組みを活用した施策の推進が重要となっています。
- 区立リサイクルセンターの指定管理者である区民団体は、活発な環境学習活動を行っていますが、この活動と分担・協力して、効果的に環境学習の推進を図ることが必要とされます。
- 区民・事業者の自主的な環境行動の方針を定めた「練馬区民環境行動方針」が区民・事業者自身の

#### 区が実施した主な環境教育啓発事業(18年度)

エコライフチェック事業  
環境作文コンクール  
こどもエコクラブ活動支援  
ねりまエコ・アドバイザー活動支援  
環境月間行事  
環境・リサイクルフェア  
ホームページ「ねりまのかんきょう」の運営  
(URL: <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco>)

手で策定されました(16年度)。この方針が提案するプロジェクトの具体化を目指す区民団体の連絡組織、「練馬区民環境行動連絡会」が17年度結成されました。これらの区民団体は、基本的に区民・事業者主体の活動を目指していますが、必要に応じプロジェクトごとに区と協働しています。エコライフチェック事業は、代表的な協働事業です。

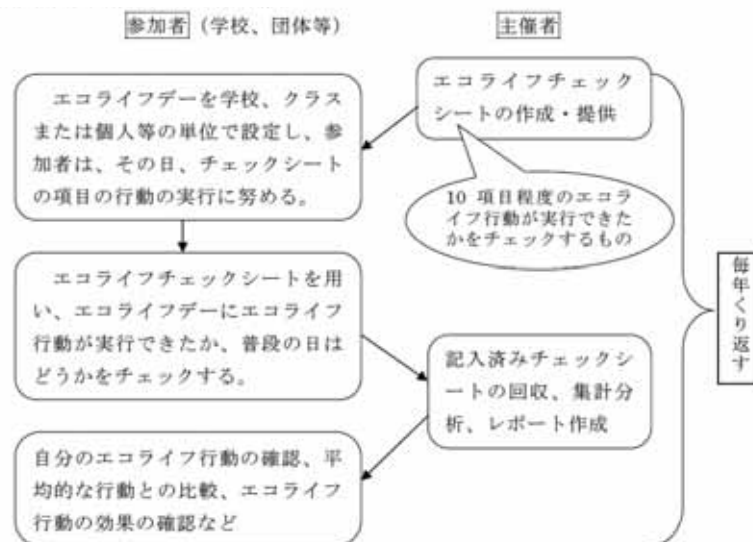
～エコライフチェック事業～

エコライフチェックは、地球温暖化対策をはじめとする日常生活における環境配慮を推進することを目的としたのです。区民環境行動連絡会と練馬区が作成した「エコライフチェックシート」を用いて、学校の児童生徒などが、ある1日(エコライフデー)において、日常生活における環境配慮を実行することができたかどうかを自己チェックします。



その結果を基に練馬区民環境行動連絡会と練馬区がレポートを作成し、これを参加者全員に送付して、効果や課題を参加者自身が確認できるようにします。

【エコライフチェック事業の流れ】



【平成18年度エコライフチェックの主な成果】

参加者数 = 14,575 人

(小中学生 8,971 人、家族 3,399 人、一般参加 1,285 人)

二酸化炭素の排出削減 = エコライフデーと普段の日では、エコライフデーの方が、二酸化炭素排出量が1日で914kg少なかった。< =エコライフチェック効果 > (仮に、全区民が、毎日、エコライフデー並みの環境配慮を実行すれば、1年で約17,000トンの削減になる。)

わたしの考える“省エネ” = 約15,000件の提案が寄せられた。

資料: 『ストップ!地球温暖化 ねりま大作戦2006』エコライフチェック事業報告書

(平成19年2月、練馬区民環境行動連絡会 / 練馬区環境政策課)

環境保全を推進する枠組みの整備

練馬区環境基本条例と環境都市練馬区宣言

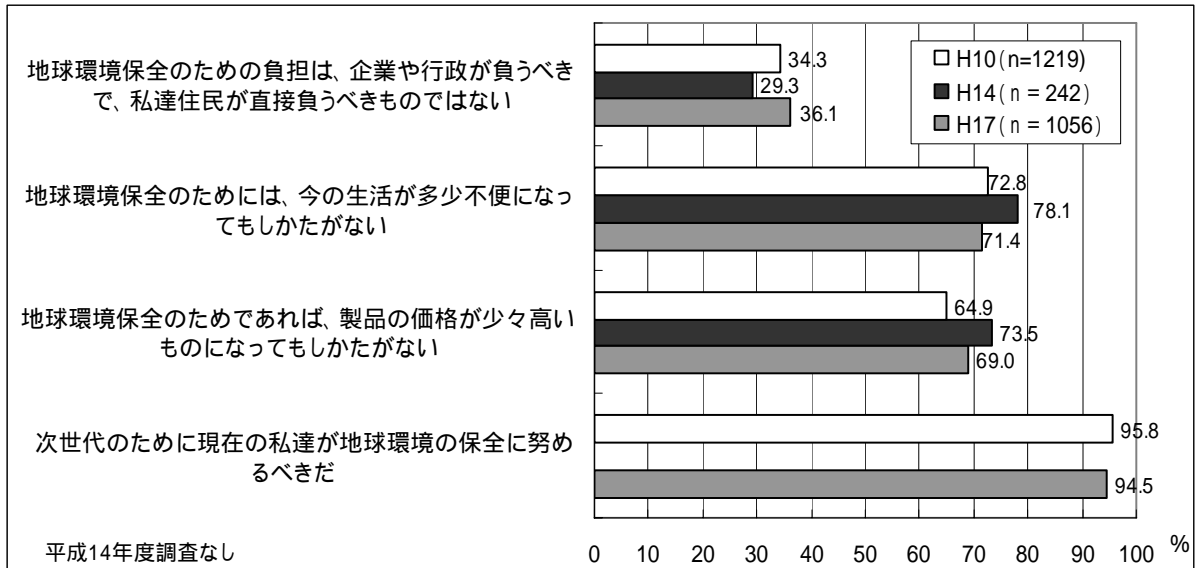
環境保全に係わる基本理念、区・事業者・区民の責務、基本的な事項について定めた「練馬区環境

基本条例」が平成 18 年 6 月に制定され、8 月 1 日に施行されました。

環境基本条例の施行と同じ日に、「環境都市ねりま」の実現を区民・事業者・区が一体となって目指すことを宣言する「環境都市練馬区宣言」が実施されました。

### 地球環境保全のための負担について 区民

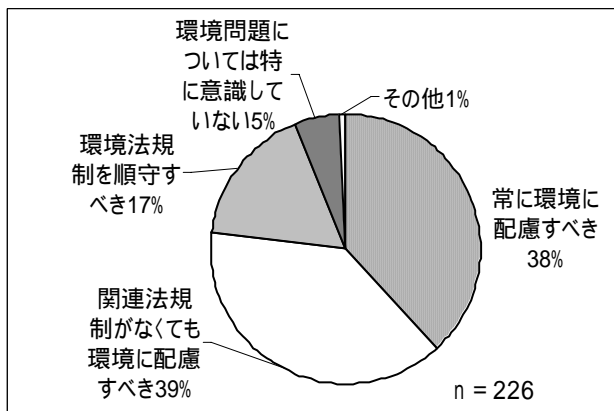
環境保全のための負担を住民が直接負うべきものではないという回答は、いずれの年も約 3 割程度でした。また、「次世代のために現在の私達が地球環境の保全に努めるべき」という回答が 9 割を超えていました。



(平成 10 年度・平成 17 年度区民意識意向調査、平成 14 年度区政モニターアンケートより)

### 環境保全の取り組みに関する考え方 事業所

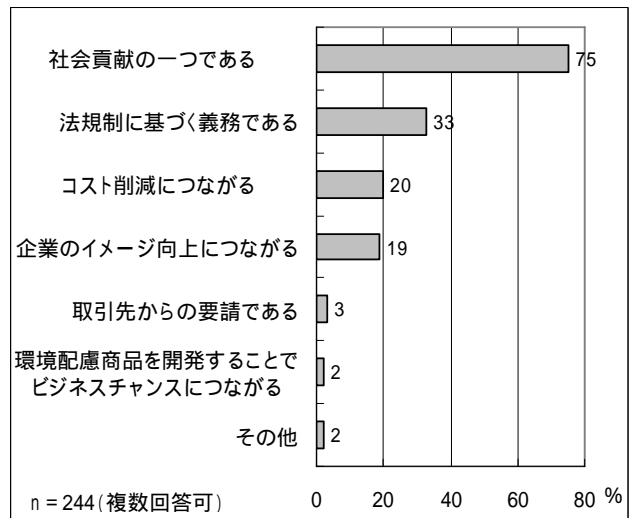
環境について、「常に配慮すべき」、「関連法規制がなくても環境に配慮すべき」という回答が全体の約 7 割を占めていました。



(上、右;平成 18 年度事業所アンケート調査より)

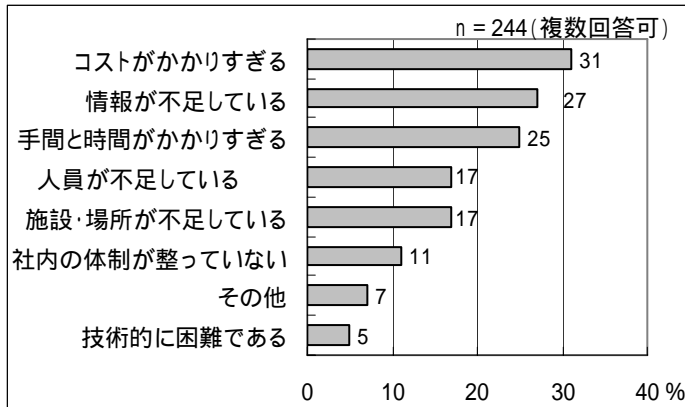
### 環境保全対策を実施する理由 事業所

環境保全対策を実施する理由として、7 割以上の事業所が「社会貢献の一つ」と回答しました。



環境保全対策を実施するにあたって、障害となっていると思われるもの 事業所

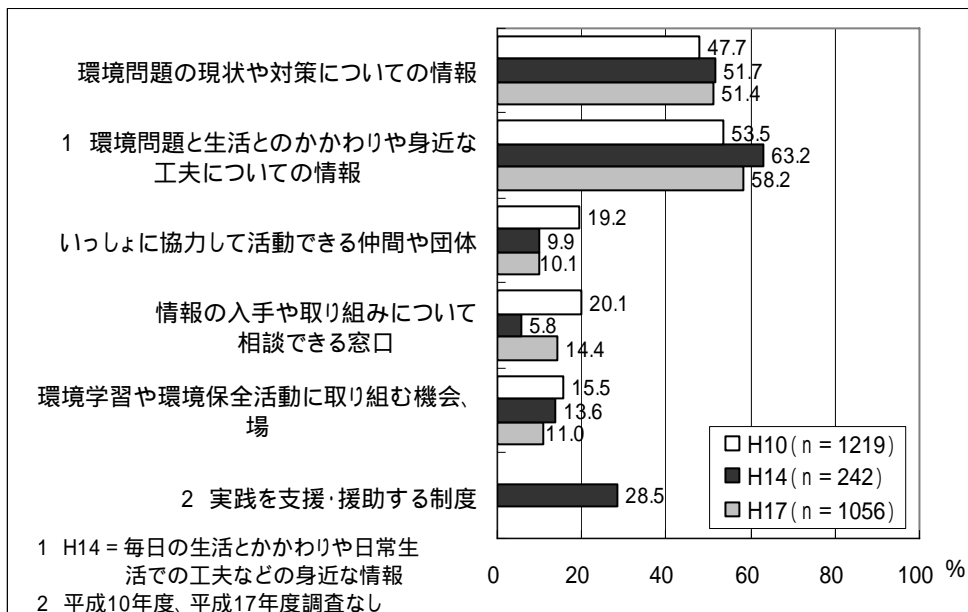
「コストがかかりすぎる」という回答が約3割で最も多く、次いで、情報不足(27%)、手間・時間がかかること(25%)という回答が多くなっていました。



(平成18年度事業所アンケート調査より)

行動する、または行動しようとするとき、その手助けとして必要なもの 区民

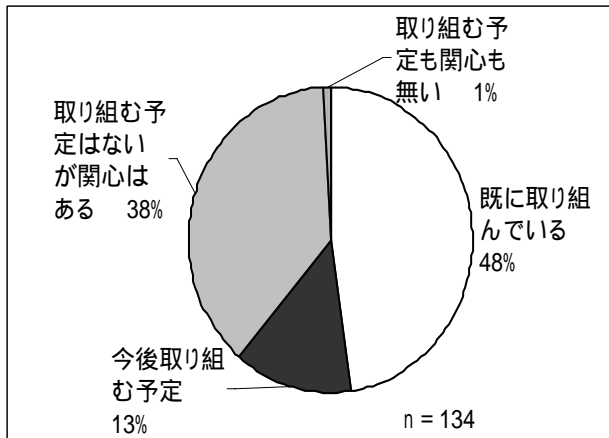
「環境問題と生活とのかかわりや身近な工夫についての情報」、「環境問題の現状や対策についての情報」といった情報に関する回答がいずれも5割を超えていました。



(平成10年度・平成17年度区民意識意向調査、平成14年度モニターアンケートより)

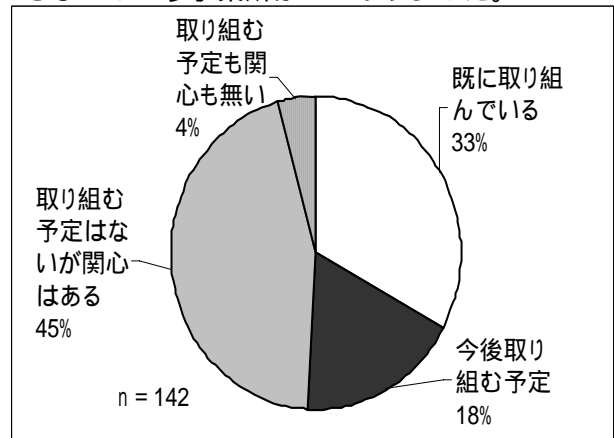
製造・販売する製品または原材料に、再生品または再生資源を積極的に利用 事業所

既に取り組んでいる事業所が約5割であり、ほとんどの事業所が関心をもっていました。



グリーン購入（環境に配慮した製品・原材料の優先的購入）の推進 事業所

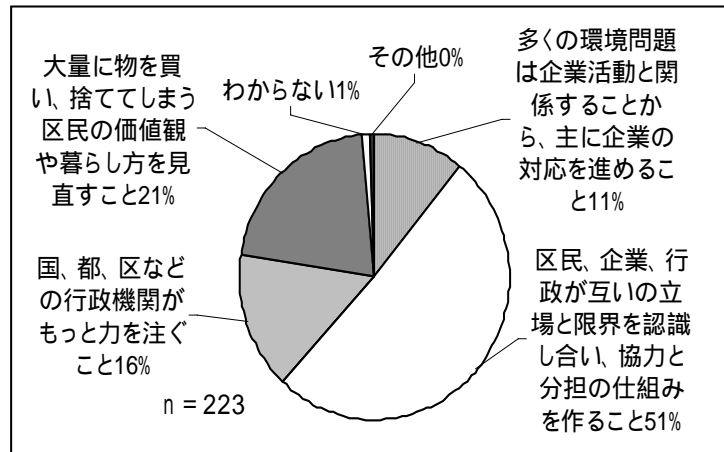
既に取り組んでいる、今後取り組む予定という事業所が約5割でした。取り組む予定も関心もないという事業所が4%ありました。



環境問題に対する取り組み方について 事業所

半数以上の事業者が、区民、企業、行政が協力できる仕組みを作ることが重要だと考えています。

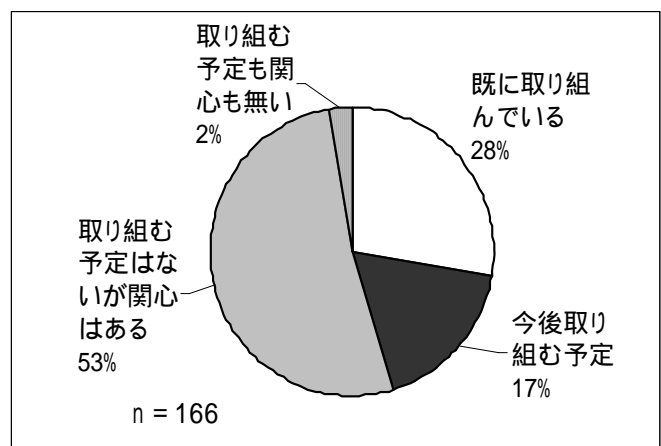
(平成18年度事業所アンケート調査より、該当しないと回答した事業所を除く)



住民の環境保全活動への協力について 事業所

9割以上の事業者が、住民への環境保全活動への協力に関心を持っており、そのうち半数近くが既に取り組んでいるか、今後取り組む予定です。

(平成18年度事業所アンケート調査より、該当しないと回答した事業所を除く)



## 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

区における環境の保全に係る最も基礎的な枠組みとして、練馬区環境基本条例を制定、施行しました（18年度）。この条例の施行に併せて、環境都市練馬区宣言を行いました（18年度）。

環境基本計画のほか、みどり30推進計画、環境美化行動計画、地域省エネルギービジョン、リサイクル推進計画、一般廃棄物処理基本計画など、各分野の計画等を策定し計画的に施策を進め、また、環境マネジメントシステムを導入してその着実な進捗を図っています。

区民、事業者や学識経験者の環境行政への反映を図るため、環境基本条例に基づいて環境審議会を設置した（18年度）ほか、リサイクル推進条例に基づく循環型社会推進会議、みどりを保護し回復する条例による緑化委員会などの意見を聴きながら施策の形成を進めています。

区民・事業者自らの手で、区民・事業者の環境行動を進めるための考え方を明らかにし、区民・事業者主体のプロジェクトを提案した『練馬区民環境行動方針』の策定（16年度）を支援し、策定後は、その具体化を目指す「練馬区民環境行動連絡会」の活動を支援しています。

ねりま環境カレッジを開催し、修了者の中から希望者をエコ・アドバイザーに委嘱するとともに、その活動を派遣制度、助成、活動紹介制度等により支援しています。また地域の緑化推進を図るため、緑化協力員の委嘱を行って、その活動を支援しています。

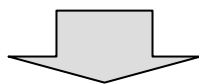
清掃・美化では、「練馬区環境清掃推進連絡会」の結成（15年度）を支援し、その活動を支援しています。

子どもエコクラブの活動支援、活動団体登録制度やイベント参加などで環境活動を支援しています。

環境情報の提供については、公害、みどり、ごみ・資源、温暖化など環境保全のほとんどすべての分野における区の現状と施策の実施状況を報告する『ねりまのかんきょう』（15年度報告までは『環境保全の概要』）を毎年度発行するとともに、ホームページなどでさらに詳細な情報の提供を行っています。

環境学習については、環境学習推進連絡会を設置し、環境教育のための情報提供の仕組みづくりを進めましたが、情報活用や更新等について課題があり再検討が必要です。

エコアドバイザー・リサイクルセンターの活動団体等による遊遊スクール、区民大学、出前講座、さらには学校等へのエコ・アドバイザー派遣制度など、さまざまな仕組みを活用して区民とともに、学校や地域における環境学習の促進を図っています。



## 総括

環境保全のための枠組みや計画の策定が進み、環境保全のための基礎ができつつあります。

区民・事業者との連携についても、環境学習、緑化、美化など、多くの分野で進捗しています。さらに、区民環境行動方針の策定においては、いわゆる“区民参加”の枠を超え、区民・事業者主体の取り組みと協働の推進を図る施策の展開を図りました。

総合的な環境報告書として「ねりまのかんきょう」を作成・発行したほか、ホームページの活用等により、質量ともに環境情報の提供をレベルアップしました。

環境学習を区民とともに進める様々な取り組みを行いましたが、体系化等が求められます。

## 環境学習・環境保全活動支援に関する基本課題

### 【環境配慮行動の拡大】

- ・ 区民や事業者に対し、環境に関する情報を的確に提供し、環境学習をより体系的、総合的に推進することにより、環境保全に関する意識を高め、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動をひろげていくための取組が必要となっています。

### 【区民・事業者・区の協働の深化】

- ・ 環境保全に関する取組を進めている区民および事業者と協力して、環境情報の普及や環境学習の推進を図っていくための仕組みを拡充する必要があります。

## (8) 区的环境保全の取り組みの率先実行

PDCA 型のマネジメントを活用して環境配慮をレベルアップ！

区は、練馬区で最大規模の事業所であると同時に、区民・事業者の環境保全行動を促進する施策を推進する立場にあります。したがって、区の仕事を実行するにあたって、率先して、着実に環境配慮を進めなければなりません。

このため、プラン(=P)、ドゥ(=D)、チェック(=C)、アクション(=A)の手順で、継続的に改善を進めるマネジメントシステムを導入しています。これを利用して、毎年毎年、環境配慮の取り組みのレベルアップを図ります。

### 現 状

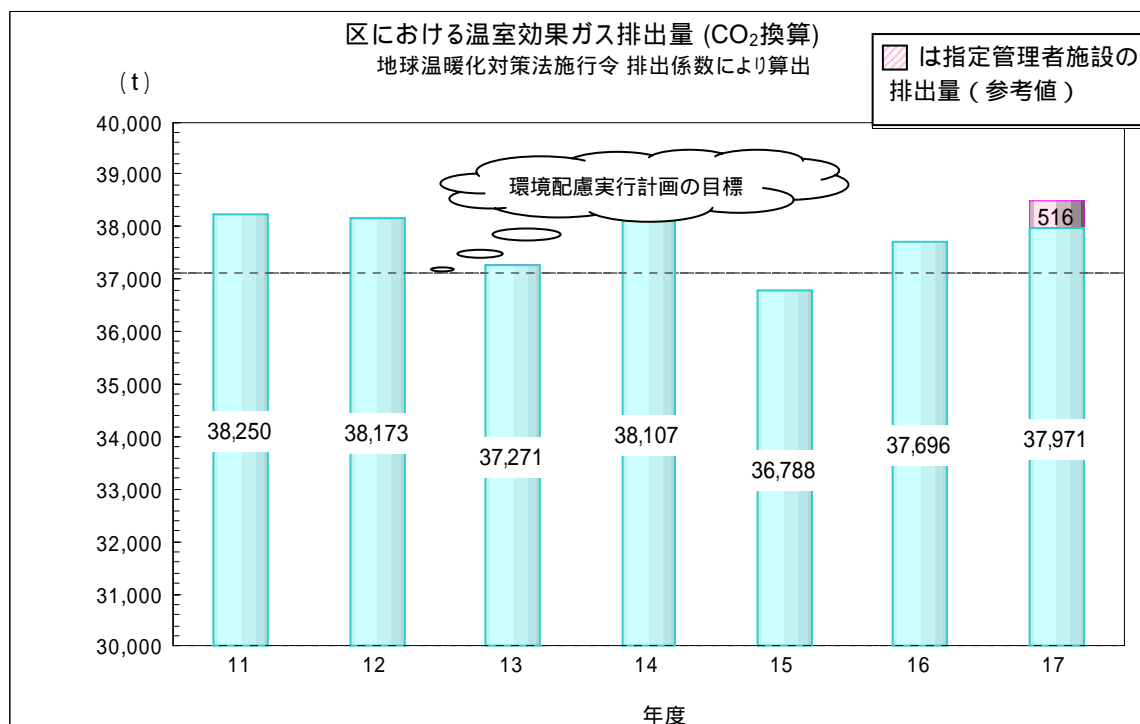
#### 環境配慮の計画と仕組み

##### 削減に至っていない区の仕事に伴う温室効果ガス排出量

- ・「練馬区環境配慮実行計画」(平成 13 年 6 月)に基づいて、区の事務事業によって発生する環境への影響をできるだけ少なくするよう努めています。しかしながら、区の事務事業により排出される温室効果ガスの量は、同計画の目標(平成 17 年度において 11 年度比 3%削減)を達成することができませんでした。
- ・同実行計画を改定して策定した「練馬区役所地球温暖化対策プラン」において設定した目標(平成 22 年度において 17 年度比で概ね 1%以上削減)の達成を目指し、区立施設の改修等にあたっての省エネルギー対策の仕組みづくりを開始しました。

##### 緑化・雨水浸透・ビオトープ・新エネルギー導入など

- ・区の施設について、緑化、雨水流出抑制施設の設置などに加え、屋上緑化、校庭芝生化、ビオトープの設置、太陽光発電設備の設置などの環境配慮設備の導入に努めています。





## 環境基本計画 2001-2010 の施策の実施状況

区の仕事における環境配慮を着実に進めるための仕組みとして、環境マネジメントシステムを導入して ISO14001 の認証を取得し（13 年度）、さらにその更新（16 年度）にあたって、対象を区立学校等を含むほぼ全施設に拡大しました。

区の業務における地球温暖化対策等の環境配慮を進めるため、「練馬区環境配慮実行計画」を策定し（13 年度）、またその改定により「練馬区役所地球温暖化対策プラン」を策定しました（18 年度）。

区の施設における省エネルギー対策を進めるため、区立施設省エネルギー改修可能性調査を実施し（18 年度）、省エネ改修事業の導入、省エネガイドラインの策定等を提案しました。

ISO14001 環境マネジメントシステムにおいて、区が行う環境保全施策の推進のためプログラムの作成とその進捗管理の手順を定め、また、計画策定や工事等において環境配慮を進めるため、これらの策定、実施にあたっての環境配慮手順を定めて、運用しています。



### 総括

省エネルギーなどの区立施設の環境配慮を進めるための計画や仕組みをつくり、取り組みを開始しましたが、業務量の増大等に伴って、区の仕事による温室効果ガスの排出量は減少にまでは至っていません。

### 区の環境保全の取り組みの率先実行に関する基本課題

#### 【区の施策、事務事業における環境配慮のレベルアップ】

- ・ 職員の努力に加え、区立施設の設備やその運用の改善を行って、一層の省エネルギー推進を図るなど、区の率先実行をレベルアップするとともに、それを着実に進め、区役所地球温暖化対策プランの目標達成を図る必要があります。
- ・ 環境基本条例や環境マネジメントシステムの環境方針などに基づいて、区の施策全体の環境配慮を一層推進していく必要があります。